平成29年6月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成29年(ネ)第10050号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成29年(ワ)第8057号)

判決

控 訴 人 X

被控訴人株式会社リコー

主

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1094万8800円及びこれに対する昭和5 6年6月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
 - 4 仮執行宣言
- 第2 事案の概要(略称は,原判決に従う。)

本件は、考案の名称を「カツター装置付きテープホルダー」とする考案に係る本件実用新案権を有していた控訴人が、原判決別紙1の別紙共通目録記載の「侵害対象物A」、「侵害対象物B」及び「侵害対象物C」は、実用新案登録請求の範囲の考案の技術的範囲に属し、被控訴人がこれらの侵害対象物を製造販売する行為(「侵害対象物A」につき、昭和50年10月1日から昭和56年6月13日までの間における、当初の122台の製造販売の行為。「侵害対象物B」につき、上記期間に

おける,当初の10台の製造販売の行為。「侵害対象物C」につき,上記期間における,当初の15台の製造販売の行為。)は,控訴人の本件実用新案権を侵害すると主張して,被控訴人に対し,不法行為に基づく損害賠償金合計1094万8800円及びこれに対する不法行為の後である昭和56年6月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は,控訴人の本件訴えは,不適法でその不備を補正することができないものであるとして,却下したため,控訴人が,原判決を不服として,本件控訴を提起した。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も,控訴人の本件訴えは,不適法でその不備を補正することができない ものであるから,却下すべきものと判断する。

その理由は以下のとおりである。

1 前提となる事実

前提となる事実は、原判決2頁3行目「一件記録」から25行目のとおりであるから、これを引用する。

2 判断

(1) 控訴人は、平成13年訴訟において、被控訴人は、原判決別紙2の別紙イ号製品目録記載の「イ号製品」、別紙ロ号製品目録記載の「ロ号製品」及び別紙ハ号製品目録記載の「ハ号製品」を製造販売し、本件実用新案権を侵害したとして、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めたが、かかる訴えは、訴権の濫用に当たる不適法なものとして却下されたものである。一方、控訴人は、本件訴えにおいて、被控訴人は、原判決別紙1の別紙共通目録記載の「侵害対象物A」、「侵害対象物B」及び「侵害対象物C」を製造販売し、本件実用新案権を侵害したとして、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めている。そして、被控訴人が製造販売したと控訴人が主張する物品を比較すると、「侵害対象物A」、「侵害対象物B」及び「侵害対象物C」は、それぞれ「イ号製品」、「口号

製品」及び「ハ号製品」と実質的に同一の製品であると認められる。

また,控訴人は,被控訴人が製造販売した複写機の部品により,本件実用新案権 を侵害されたとして,多数回にわたる損害賠償請求訴訟又は不当利得返還請求訴訟 を提起し,その全てが,請求棄却判決又は訴え却下判決で終了している。

そうすると、本件訴えは、平成13年訴訟等において認められなかった請求及び 主張を蒸し返すものであるから、信義則に反し訴権の濫用に当たる不適法なもので あって、その不備を補正することができないものというべきである。

(2) これに対し、控訴人は、本件訴えにおいて、被控訴人が製造販売したと主張する物品は「ロール紙を切断するカッター装置を施した本体」であり、平成13年訴訟における当該物品は「複写機」であるから、実質的に同一の製品ではない旨主張するものと解される。しかし、平成13年訴訟において、被控訴人が製造販売したと主張していた物品は、前者に相当する物品であると認められるから、控訴人の上記主張は採用できない。控訴人は、その他るる主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

3 結論

よって,本件訴えを却下した原判決は相当であるから,口頭弁論を経ないで本件 控訴を棄却することとし,主文のとおり判決する。

知的財產高等裁判所第4部

| 裁判長裁判官 | 髙 | 部 | 眞 | 規 | 子 |
|--------|---|---|---|---|---|
| 裁判官 | 山 | 門 | | | 優 |
| 裁判官 | 片 | 瀬 | | | 亮 |